

島根県立大学・島根県立短期大学部障がい学生支援規程の
浜田キャンパスにおける運用について

令和3年4月1日制定

島根県立大学・島根県立短期大学部障がい学生支援規程（以下「規程」という）に定める支援の申し出及び申し出受理後の浜田キャンパスでの取り扱いは次のとおりとする。

- 1 浜田キャンパスにおける窓口等について（規程第6条第2項、同第7条第2項関係）
 - ①窓口は学生相談室とする。
 - ②修学支援方策案は、教務委員会または、障がいのある学生支援会議で審議・決定する。
 - ③学生生活支援方策案は、学生生活委員会または、障がいのある学生支援会議で審議・決定する。

- 2 支援の申し出について（規程第7条関係）

支援を申し出るときには、次の書類を提出するものとする。

 - (1) 障がいなど（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、発達障害等）があり、本学に入学を志望する者（志願を予定しているものを含む。）（以下「入学志願者」という。）で、受験上及び修学上の配慮を希望する者は、「入試受験相談書」（様式1）に障害者手帳の写し又は医師の診断書等を添付し、入試担当機関に提出するものとする。
 - (2) 障がいがある学生が修学上の配慮を申し出るときは、「修学支援申請書」（様式3）を学生支援課に提出するものとする。

- 3 支援の決定などについて（規程第7条関係）
 - (1) 入学志願者から島根県立大学入試受験相談書（様式1）の提出があったときは、次により処理するものとする。
 - ① 入試担当機関は、学生相談室運営委員会に対し、必要に応じて受験上及び就学上の配慮すべき措置等について意見をもとめる。
 - ② 入試担当機関は、必要に応じて学生相談室運営委員会の意見をもとに障がいのある学生支援会議に報告する。
 - ③ 障がいのある学生支援会議、入試担当機関は、入学志願者から希望のあった入学者選抜試験の受験上及び修学上の配慮に関する修学等支援方策案を作成する。
 - ④ 障がいのある学生支援会議、入試担当機関は、学長に報告し、その後、受験時支援決定通知（案）（様式2）により入学志願者に通知する。
 - (2) 修学上の配慮を希望する学生から修学支援申請書（様式3）の提出があったときは、次のように処理するものとする。
 - ① 学生相談室運営委員会は、修学支援申請書を受理し、学生生活委員会に報告する。

- ② 学生生活委員会は、障がいの状況に応じて教務委員会または障がいのある学生支援会議に修学支援方策案の作成を依頼する。
- ③ 教務委員会または障がいのある学生支援会議は、必要に応じて修学支援配慮願い（様式 4）を作成し、適切な会議等において修学上の配慮を依頼する。その後、修学支援決定通知（様式 5）により申請者に通知する。

ただし、急を要する場合または前例に倣うことが妥当な場合は、関係部署及び申請者が受講する科目の教員の合意のもと、支援を行うことができるものとし、事後に適切な会議等に報告することができるものとする。

附 則

この運用は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。